

川崎市手話通訳者派遣事業実施要綱

制定 平成 21 年 4 月 1 日 21 川健障福第 180 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 本事業は、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に対し、登録手話通訳者（以下「登録者」という。）を派遣し（遠隔手話通訳を行う場合は、自宅等から通訳を実施できるものとする。）、聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図ることにより、社会参加の促進と福祉の向上に資することを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の実施を川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）に委託することができる。

（通訳者の資格）

第 3 条 手話通訳者（以下「通訳者」という。）の資格は、手話通訳士試験合格者、もしくは手話通訳者全国統一試験合格者で川崎市手話通訳者資格認定委員会（以下「資格認定委員会」という。）で認定された者とする。

（認定申請及び決定）

第 4 条 通訳者の認定を希望する者は、川崎市手話通訳者認定申請書（第 1 号様式）に、手話通訳士試験合格証又は手話通訳者全国統一試験合格者証の写しを添付の上、市長に申請する。

2 市長は、前項による申請を受理したときは、資格認定委員会による審査の上、認定の可否を決定する。

3 市長は、通訳者に認定した者に対し、川崎市手話通訳者認定書（第 2 号様式）（以下「認定書」という。）を交付する。

4 市長は、通訳者として認定を却下した者に対し、川崎市手話通訳者認定却下決定通知書（第 3 号様式）により通知する。

（審査）

第 5 条 資格認定委員会は、書類審査又は必要に応じて面接等により、前条第 1 項の規定による申請を行った者が以下の審査項目について通訳者として適格かどうか審査する。

- （1）第 3 条に規定する資格の有無
- （2）通訳者としての活動の可否
- （3）通訳者としての聴覚障害者に対する知識及び理解
- （4）その他必要な事項

（資格認定委員会の構成）

第 6 条 資格認定委員会は、次の委員によって構成する。

- （1）特定非営利活動法人川崎市ろう者協会から選出された者
- （2）川崎市登録手話通訳者団から選出された者
- （3）指定管理者から選出された者
- （4）川崎市から選出された者

（認定の取消）

第 7 条 市長は、通訳者が次の各号のいずれかに該当するときは、通訳者の認定を取り消すことができる。

- （1）通訳者から川崎市手話通訳者認定取消届兼登録手話通訳者抹消届（第 4 号様式）（以下「認定取消届兼登録抹消届」という。）により認定取消の申し出があったとき。
- （2）第 19 条及び第 20 条の規定に違反したとき。

(3) その他通訳者として不適当と認められたとき。

2 市長は、前項第2号及び第3号による取消しを行うときは、資格認定委員会の審査の上、決定する。

3 市長は、認定を取り消したときは、取り消した者に対し川崎市手話通訳者認定取消決定通知書（第5号様式）により通知する。

4 通訳者は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定書を市長に返却する。
(登録者)

第8条 市長は、事業を実施するための登録者を置くこととし、本事業の通訳者の中から川崎市登録手話通訳者新規申請書（第6号様式）（以下「新規申請書」という。）を提出した者で適格と認められた者を登録者とする。

2 登録者の登録期間は、1年とし、当該年度末日をもって終了する。

3 市長は、登録者を川崎市登録手話通訳者登録台帳に（第7号様式）に登載する。

4 登録者は、登録事項に変更があるときは、速やかに川崎市登録手話通訳者登録事項変更届（第8号様式）によりその変更内容について市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第9条 登録者は、登録期間終了後も引き続き登録を希望するときは、更新することができる。

2 更新期間は1年間とし、毎年度、更新することができる。

3 更新を希望する者は、市長に対し、川崎市登録手話通訳者更新申請書（第6号様式）（以下「更新申請書」という。）を提出し、市長は提出のあった更新登録申請書を審査の上、適格と認められた者を引き続き登録者とする。

(登録者証)

第10条 市長は、登録者に対し川崎市登録手話通訳者証（第9号様式）（以下「登録者証」という。）を交付する。

2 登録者証の有効期間は、3年とする。

3 登録者証は3年に一度一斉に更新することとし、新規に登録した者の登録者証についても一斉更新時に合わせて更新する。

4 登録者は、本事業による手話通訳時には登録者証を常に携帯し、必要がある場合は提示しなければならない。

(登録者証の再交付)

第11条 登録者は、登録者証を毀損・紛失したとき又は盗難に遭ったときは、速やかに市長に対し川崎市登録手話通訳者証毀損・紛失盗難届兼再交付申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出及び申請があったときは、登録者証を再交付する。

(派遣対象)

第12条 登録者の派遣は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に居住し、手話通訳を必要とする聴覚障害者等

(2) 聴覚障害者等を主たる構成員とする団体

(派遣の範囲及び事項)

第13条 通訳を行う場所は、川崎市内を原則とする。ただし、市長等（本事業を指定管理者に委託した場合は、指定管理者。以下「市長等」という。）がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

2 派遣可能な事項は、別表1に定める事項とする。ただし、次の各号に該当する場合は、派遣対

象としない。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）
 - (2) 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会等）
 - (3) 企業の営利活動（企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
 - (4) その他社会通念上派遣することが好ましくないとされる活動
- (派遣対象時間)

第14条 登録者の派遣対象時間は、午前9時から午後9時までを原則とする。ただし、市長等が緊急又はやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(利用者の負担)

第15条 登録者の派遣に要する聴覚障害者等の負担は、無料とする。

(派遣の申込)

第16条 手話通訳を必要とする者は、文書または口頭その他の方法により、派遣の日時、場所、内容等を市長等に申し込む。

- 2 緊急時等で第1項による申し込みができない場合は、直接登録者に申し込みができる。この場合は、登録者に申し込みをした者及び申込みを受けた登録者は速やかに市長等に報告する。

(派遣の決定)

第17条 市長等は、前条の規定による申込みについて内容を審査の上、派遣の可否を決定し、申し込みをした者に対して文書または口頭その他の方法により通知する。

- 2 市長等は、派遣決定後、派遣可能な登録者を選考の上、派遣するものとし、派遣可能な登録者に対して通知する。

(他の市区町村との関係及び報酬等)

第18条 市長等は、派遣希望場所が市外のときは、他の市区町村の手話通訳者派遣制度を利用し、当該市区町村長に対して依頼することができる。ただし、当該市区町村に手話通訳者派遣制度がない場合は、この限りではない。

- 2 市長等は、前項に規定する他の市区町村の手話通訳者派遣制度を利用したときは、当該市区町村長に対し、その派遣単価又は基準に準じた派遣費及び旅費を支払う。
- 3 市長等は、他の市区町村長から川崎市内における通訳者の派遣について依頼があったときは、派遣可能な登録者を選考し、当該市区町村長に対して通知する。
- 4 市長等は、前項の規定により登録者を派遣したときに、第25条及び第26条に規定する額に準じた額を当該市区町村長に請求する。ただし、当該市区町村長と協議の上、やむを得ないと判断された場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第19条 登録者は、その業務上知り得た秘密、個人のプライバシー等を聴覚障害者等の意に反して第三者に漏らしてはならない。この規定は、登録者を辞したあとも適用する。

(金品授受等の禁止)

第20条 登録者は、その職務に関して、金品等を受け取ってはならない。

(登録の辞退)

第21条 登録者は、第9条の更新を行わないが翌々年度以降新たに登録を希望する意志がある場合は、市長に対し、川崎市登録手話通訳者辞退届（第11号様式）（以下「辞退届」という。）を提出する。

- 2 前項の辞退届を提出した者が、再度登録を希望するときは、市長に対し、新規申請書を提出する。

(登録の抹消)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 登録者が第7条第1項第2号及び第3号により通訳者の認定を取り消されたとき。

(2) 登録者から認定取消届兼登録抹消届により申し出があったとき。

(登録者証の返却)

第23条 登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に対し、登録者証を返却しなければならない。

(1) 登録期間が終了したとき。ただし、登録期間を更新したときはこの限りではない。

(2) 登録者が、前条により登録を抹消されたとき。

(報告義務)

第24条 登録者は、派遣終了後、翌月15日までに市長等に業務報告書を提出しなければならない。

(派遣費)

第25条 市長等は、業務報告書等により適切に派遣が行われたかを確認の上、登録者に対し、別表2のとおり派遣費を支払うものとする。

(旅費)

第26条 市長等は、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の規定を準用して、第13条第1項の業務の執行及び第27条第1項の研修のうち市長等が指定した現任研修への参加に要した旅費の実費を、登録者に支払うものとする。

(登録者の技術及び知識の向上等)

第27条 市長等は、登録者の技術及び知識の向上に資する研修の開催等に配慮するものとする。

2 市長等は、研修等を通じて、登録者に対し手話通訳に係る健康管理に資する情報を提供するものとする。

(関係団体等との協力と理解)

第28条 市長等は、この事業を実施するにあたり、関係団体等との協力と理解が得られるように配慮しなければならない。

(手話通訳者派遣検討委員会)

第29条 市長等は、本事業の実施にあたり、川崎市手話通訳者派遣検討委員会（以下「派遣検討委員会」という。）を設置し、本事業の効率的な運営を図る。

(派遣検討委員会の構成)

第30条 派遣検討委員会は、次の委員によって構成する。

(1) 特定非営利活動法人川崎市ろう者協会から選出された者

(2) 川崎市登録手話通訳者団から選出された者

(3) 指定管理者から選出された者

(その他)

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第31条 市長等は、手話通訳業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、手話通訳者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、手話通訳者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施し、合わせて別表2のとおり参加費を支払うものとする。

第32条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(川崎市手話通訳者派遣事業実施要綱等の廃止)

- 2 川崎市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成2年4月1日施行）（以下「旧要綱」という。）及び川崎市手話通訳者認定基準（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧要綱において交付した川崎市手話通訳者証については、平成23年3月31日までは有効とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 13 条関係）

派遣事項及び内容

事 項	内 容
1 医療・保健	診察・治療、検診、両親学級等
2 人権の保障	事故・事情聴取、裁判・警察関係、法律相談等
3 福祉制度	福祉、年金・手当、生活保障等
4 職 業	就職・転職、職場定着支援等
5 生 活	住居・不動産、公共料金手続き、税金、冠婚葬祭等
6 学校・保育	懇談会・PTA、入学・卒業式、個人面接等
7 対人関係	家庭内・近隣コミュニケーション等
8 自己啓発	趣味教養関係の講座、資格取得、スキルアップ等
9 その他	市長が必要と認めるもの

別表 2（第 25 条及び第 31 条関係）

川崎市手話通訳者派遣費等一覧表

手話通訳者

通訳時間等	派遣費等
～ 120 分	4,800 円
121 ～ 180 分	6,100 円
181 ～ 240 分	7,400 円
241 ～ 300 分	8,700 円
300 分超過	以下 60 分ごとに 1,300 円を加算する。
その他（頸肩腕健康診断参加費）	2,400 円

※ 通訳時間とは、待ち合わせから依頼者と通訳終了を確認した時間に、指定管理者への報告等（反省も含む）の時間として 15 分を加算した時間とする。

※ 深夜（22 時～翌 5 時）の派遣費については、上記の金額の 25 % を加算した額（小数点以下切上）とする。

※ 通常時間帯と深夜割増がまたがる場合は、時間により按分した額（小数点以下切上）とする。

※ 登録者が自宅等において遠隔手話通訳を行った場合は、必要に応じて機器使用料（パソコン等）として 1 回 500 円、通信費として 1 回 200 円を支払う。

(第1号様式)

川崎市手話通訳者認定申請書

年 月 日

(宛先)

川崎市 市長

申請者氏名 _____

川崎市手話通訳者として、認定申請します。

ふりがな	
氏 名	
住 所 連絡先	
生年月日	
職 業	
資 格	手話通訳士 ・ 手話通訳者全国統一試験合格
備 考	

- * 手話通訳士試験、又は手話通訳者全国統一試験合格者証の写しを添付してください。
- * 個人情報を厳重に管理し、本事業の目的以外には利用しません。

(第2号様式)

第 号

川 崎 市 手 話 通 訳 者 認 定 書

様

年 月 日に開催されました川崎市手話通訳者資格認定委員会の審査の結果、実技及び知識ともに適格と認められましたので手話通訳者に認定します。

年 月 日

川崎市長

印

(第3号様式)

川 崎 市 手 話 通 訳 者 認 定 却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

様

川 崎 市 長 印

年 月 日に開催されました川崎市資格認定委員会の審査の結果、技術及び知識につき
手話通訳者として不適格と判断されましたので通知します。

(第4号様式)

川崎市手話通訳者認定取消届兼登録手話通訳者抹消届

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

届出者

川崎市手話通訳者の認定取消及び登録抹消を希望します。

(ふりがな)	
認定者氏名 (登録者氏名)	
住 所	
認定番号及び 登録番号	
その他	

* 本届出書を提出される際は、川崎市手話通訳者認定書及び川崎市登録手話通訳者証を返却してください。

(第5号様式)

川 崎 市 手 話 通 訳 者 認 定 取 消 決 定 通 知 書

年 月 日

様

川 崎 市 長 印

川崎市手話通訳者派遣事業要綱第7条の規定により川崎市手話通訳者としての認定を取り消します。

- 1 認定取消者氏名
- 2 認定番号
- 3 取消理由

(第6号様式)

川崎市登録手話通訳者（新規・更新）申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

申請者氏名 _____

年度川崎市登録手話通訳者として、(新規・更新) 申請します。

(ふりがな) 氏 名	
住 所 連絡先	
生年月日	
職 業	
備 考	

* 個人情報を厳重に管理し、本事業の目的以外には利用しません。

(第7号様式)

川崎市登録手話通訳者登録台帳

登録年月日	年 月 日	登 録 番 号	登録第 号
氏 名			
	(年 月 日変更)		
住 所	〒 ー		
	(年 月 日変更)		
連絡先	電 話 () ー F A X () ー e-mail @		
	電 話 () ー F A X () ー e-mail @ (年 月 日変更)		
昼間の連絡先 (勤務先等)	電 話 () ー F A X () ー e-mail @		
登録履歴	① 年 月 日～ 年 月 日 ② 年 月 日～ 年 月 日 ③ 年 月 日～ 年 月 日 ④ 年 月 日～ 年 月 日 ⑤ 年 月 日～ 年 月 日 ⑥ 年 月 日～ 年 月 日		
備 考			
抹消年月日	年 月 日	抹消理由	・ 抹消届提出 ・ その他 ()

(第8号様式)

川崎市登録手話通訳者登録事項変更届

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

(指定管理者)

申請者氏名 _____

川崎市登録手話通訳者の登録事項に変更がありましたので、届け出ます。

登録者氏名	
変更事項	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 連絡先 ☐ 昼間の連絡先 ☐ その他 ()
変更内容	変更前
	変更後
変更内容	変更前
	変更後
備 考	

(表)

川崎市登録手話通訳者証				登録第	号
氏 名				写 真	
生年月日	年	月	日生		
有効期間	年	月	日まで		
上記の者は、川崎市登録手話通訳者であることを証明 します。					
年 月 日					
川崎市長				印	

(裏)

(注 意 事 項)	
1	川崎市手話通訳者派遣事業の通訳活動の際は、本証を 常時携帯し、必要のあるときは提示すること。
2	本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3	川崎市登録手話通訳者の取消を受けたときは、直ちに本証 を返還すること。
4	本証を毀損・紛失等したときは、速やかに川崎市登録手話 通訳者証毀損・紛失盗難届兼再交付申請書（第 1 0 号様式） により届けること。

(第 1 0 号様式)

川崎市登録手話通訳者証毀損・紛失盗難届兼再交付申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

届出・申請者氏名

先に交付を受けた川崎市登録手話通訳者証について、毀損・紛失盗難の為、届け出ます。
また、併せて再交付申請します。

(ふりがな) 氏 名	
住 所 連絡先	
毀損・紛失盗難の別	1 毀損 2 紛失 3 盗難
発生日時	年 月 日 時頃
発生の状況	
備 考	

(第 1 1 号様式)

川崎市登録手話通訳者辞退届

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

届出者氏名 _____

川崎市登録手話通訳者としての登録を辞退します。

(ふりがな) 登録者氏名	
住 所	
登録番号	
その他 (辞退の理由等)	

＊ 本届出書を提出される際には、川崎市登録手話通訳者証の返却も併せてお願いします。